



2021年5月26日

各 位

会 社 名 U L S グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 漆原 茂
(JASDAQ・コード 3798)
問合せ先 財務経理担当取締役 高橋 敬一
電話番号 03-6220-1416

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の第21回定時株主総会において定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の経営意思決定及び業務執行機能に対する監督機能強化によりコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、今後の当社グループの中長期の健全な企業価値成長をより確固たるものにするため、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を有し、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を有する監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行ないます。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待する役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第33条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第33条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行ないます。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙に記載のとおりです。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2021年6月29日（予定）

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (条文省略)</p> <p>(14) 給与計算並びに会計帳簿の記帳代行受託業務</p> <p>(15) 労務管理、企業経営、システムの企画等の立案に関するコンサルティング業務</p> <p>(16) (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (現行どおり)</p> <p>(14) 給与計算並びに会計帳簿の記帳代行受託業務。<u> </u></p> <p>(15) 労務管理、企業経営、システムの企画等の立案に関するコンサルティング業務。<u> </u></p> <p>(16) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、3 名以上 5 名以下とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は<u>取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定</u>をもって定め、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、3 名以上 5 名以下とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3 名以上 5 名以下とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
--	---

<p>3. (条文省略)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び取締役社長)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。</p> <p><u>(取締役会の開催場所)</u></p> <p><u>第25条 取締役会は、当社の本店所在地又は取締役及び監査役の全員が合意した場</u></p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び取締役社長)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定する。</p> <p>(削 除)</p>
---	--

<p><u>所で行う。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第 26 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 28 条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 29 条</u> 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第 25 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 27 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 28 条</u> 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p><u>第 29 条</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p>
---	---

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第 34 条 当会社の監査役は、3 名以上 5 名以下とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p><u>第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の解任)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p>
<p><u>(監査役会の開催場所)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会は、当社の本店所在地又は監査役の全員が合意した場所で行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役</u>に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに、各<u>監査等委員</u>に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 41 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いて、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 42 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

(新 設)

(監査役会規則)

第 43 条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 44 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 45 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数の賛成をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

2. 監査等委員会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置く。

(監査等委員会規則)

第 38 条 監査等委員会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

(削 除)

(削 除)

<p>2. 当社は、社外監査役との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p><u>第 46 条～第 47 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 39 条～第 40 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p><u>第 48 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p><u>第 41 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p><u>第 49 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 42 条</u> (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p><u>第 50 条～第 53 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 43 条～第 46 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>第 1 条</u> 当社は、<u>第 21 回定時株主総会</u>終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に規定された監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2. 第 21 回定時株主総会</u>終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 45 条</p>

	<p>第 2 項（当社は、社外監査役との間で、 会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につ いて同法第 427 条第 1 項に定める要件に該 当する場合には損害賠償責任を限定する旨 の契約を締結することができる。但し、当 該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、 法令に定める額とする。）の定めるところに よる。</p>
--	--

以上